

女性活躍推進法が改正されました

常時301人以上雇用
の事業主の方

一般事業主行動計画の
策定方法
が変わります

1

常時301人以上雇用
の事業主の方

女性の活躍に関する
情報公表の内容
が変わります

2

常時101人以上雇用
の事業主の方

一般事業主行動計画の策定・届出
及び
女性活躍に関する情報公開が

努力義務 → 義務

3

※常時雇用する労働者について：正社員だけでなく、パート・契約社員・アルバイトなどの名称に関わらず、以下の要件に該当する労働者も含む

- ①期間の定めなく雇用されている者
- ②一定の期間を定めて雇用されている者であって、過去1年以上の期間について引き続き雇用されている者又は雇入れの時から1年以上引き続き雇用されると見込まれる者

2020年4月1日施行

1【常時301人以上雇用の事業主の方】一般事業主行動計画の策定方法が変わります

2020年4月1日以降が始期となる一般事業主行動計画を策定する際には、原則として①女性労働者に対する職業生活に関する機会の提供 と ②職業生活と家庭生活との両立に資する雇用環境の整備 の区分ごとに1つ以上の項目を選択※し、それぞれの関連する数値目標を定めることとし、策定届を茨城県労働局まで提出する必要があります。

※①と②の選択項目は厚生労働省 HP（裏面に URL・QR コード有）よりご確認ください。

Q 2020年4月1日に、常時301人以上雇用している全事業主は、一般事業主行動計画を策定しなおさなければならないのでしょうか？

A 現行計画の終期が2020年4月1日以降の場合、策定し直す必要はありませんが、現行計画の終期にあたり策定し直す際には、数値目標を2つ以上定めた行動計画とする必要があります。①行動計画の届け出を2020年3月末までに行っても計画の始期が4月1日以降の場合、2つ以上となります。

2020年6月1日施行

2【常時301人以上雇用の事業主の方】女性の活躍に関する情報公表内容が変わります

2020年6月1日以降、女性の活躍に関する情報公表についても①女性労働者に対する職業生活に関する機会の提供 と ②職業生活と家庭生活との両立に資する雇用環境の整備 の区分ごとに1つ以上の項目を選択※し、2項目以上の情報公表をする必要があります。

※①と②の選択項目は厚生労働省 HP（裏面に URL・QR コード有）よりご確認ください。

3 【常時101人以上雇用の事業主の方】一般事業主行動計画の策定・届出及び女性活躍に関する情報公表が、努力義務から義務に変わります

これまで常時301人以上雇用の事業主に義務付けられていた、一般事業主行動計画の策定・届出及び女性活躍に関する情報公表の対象が、常時101人以上雇用の事業主まで拡大されます。常時101人以上（300人以下）雇用の事業主の方は、施行日（2022年4月1日）までに、行動計画の策定・届出及び情報公表のための準備を行ってください。

一般事業主行動計画の策定・届出までの流れ

1 自社の女性の活躍に関する状況の把握・課題分析

自社の女性の活躍に関する状況を把握し、把握した状況から自社の課題を分析しましょう。

※状況把握にあたっては、基礎項目（必ず把握すべき項目）と選択項目があります。各項目は下記の厚生労働省HPにてご確認ください

2 行動計画の策定・社内周知・公表

1の状況把握・課題分析を踏まえ、(a) 計画期間 (b) 区分ごとに1つ以上の数値目標 (c) 取組内容 (d) 取組の実施時期を盛り込んだ計画の形に取りまとめましょう。

計画は、社内の労働者に周知・外部へ公表してください。

3 行動計画を策定した旨の届出

所定の様式（下記の厚生労働省HPよりダウンロードできます）にて、茨城労働局 雇用環境・均等室に提出ください。

！ 定期的に、目標の達成状況や、行動計画に基づく取組の実施状況を点検・評価してください。

Q 次世代育成支援対策推進法に基づく一般事業主行動計画とは違うのでしょうか？

A 次世代育成支援対策推進法に基づく行動計画は、「仕事と子育ての両立」のための計画で、計画期間・目標（数値目標に限らない）・対策内容及び実施時期を定める必要があります。一方、女性活躍推進法に基づく行動計画は、自社の女性の活躍の状況・課題分析を行った上で、その結果を勘案して定める必要があり、計画期間・数値目標・取組内容及び実施時期を定める必要があります。両法律の要件を満たしていれば、一体的に行動計画を策定することも可能です。

【参考：詳細はこちらをご覧ください】

- ▶ 一般事業主行動計画の策定方法や記載区分等について

厚生労働省 女性の活躍・両立支援総合サイト内『女性の活躍推進企業データベース』

<https://positive-ryouritsu.mhlw.go.jp/positivedb/navi/lawinfo.html#no4>



- ▶ 女性活躍法の改正内容について

厚生労働省 『女性活躍推進法特集ページ（えるぼし認定）』

<https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/0000091025.html>

